

一般社団法人日本小児神経学会 用語・史料委員会細則

第1条 委員会の目的

用語・史料委員会の目的は、小児神経学に関連した最新の用語を、他学会の用語を勘案し、小児神経専門医到達目標・研修項目に連動させて定義すること、ならびに小児神経学用語集として編纂することである。

第2条 委員の任期

委員長及び委員の任期は4年とする。やむを得ない場合に限り2期までとする。ただし、専門委員（脳神経内科領域、脳神経外科領域、基礎医学領域）については、専門性と継続性を鑑み、個別に検討することができる。

第3条 定員

定員は20名以内とする。

第4条 改廃

この細則の改廃は、委員会の議決を経て、担当理事が理事会に諮り理事会の承認を持って行うものとする。

2015年7月25日 制定

2022年6月21日 改訂

2022年7月23日 改訂